

第2回議員政治倫理審査会会議録

開催日	令和3年9月30日(木)	場所	寒河江市議会議場
出席議員	委員長 後藤 健一郎 委員 柏倉 信一 委員 安孫子 義徳	副委員長 沖津 一博 委員 佐藤 耕治 委員 太田 陽子	
欠席議員	なし		
委員外出席議員	請求者 議員 渡邊賢一 被請求者 議長 國井輝明	副議長 伊藤正彦	議員 古沢清志
議会事務局出席者	局長 高林 雅彦	主幹 東海林 茂美	主査 小野 孝子
会議時間	午後1時30分 ~ 午後3時04分		
会議内容	1 開会 2 委員長あいさつ 3 調査請求の適否について 4 その他 5 閉会		

1 開会

高林局長：定刻になりましたので、ただいまから第2回寒河江市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。この審査会にあたり、山形新聞から録音及び撮影の申し出が出ておりますので許可しております。はじめに、後藤委員長からあいさつをお願いいたします。

2 委員長あいさつ

後藤委員長：皆さんこんにちは。早速ではありますが、議事を進行していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

3 調査請求の適否について

高林局長：それでは、審査会の座長を後藤委員長よりお願いいたします。

後藤委員長：それでは、私の方で第2回の政治倫理審査会を進めさせていただきたいと思っております。まず、調査請求内容については、前回の審査会で事務局より説明がありました。しかしながら、調査請求の適否について判断するには、審査するにはもう少し不明瞭な部分もありますので、その調査請求書以外の部分でもですね、補足説明を請求議員側から調査請求の内容について、補足説明をお伺いし、その後、調査請求対象議員側からその説明に対する確認や意見をお聞きするというような進め方で行いたいと思っておりますが、皆さんご異議ありませんか。はい、柏倉委員。

柏倉委員：私も5期やらせていただいておりますけども、政治倫理審査会というのを立ち上げたのは初めての経験です。私が初めてということは、おられる方々全員が初めてだと思います。初めてで大変結構なことだとも思っています。ですが、初めてということは、どのようにこの会議が進められるのかということは誰もわからないわけですよ。なので、これは事前に、こういうふうな方向性で進めますよということを事前に話をいただかないと、ここに来てから「こういうふうに進めますがどうですか。」と言われても、若干困る部分がありますよ。なんで、今後の進め方も踏まえて、これは確かに委員長、副委員長、或いは事務局と打合せをした中での進め方だとは思いますが、私だけが今日の進め方を聞いていないわけではない・・・皆さんのところには何か資料きてるんですか。ないよね。なので、通常の委員会等々であれば、「今日はこのように進めますけどもご異議ありませんか。」で、大体みんなわかっているわけだからそれはそれで結構だと思いますが、初めてのことなので、こう

というような方向でどうだということを事前に言っていたかかないと、突然ここで、まあ、申請者に対して詳細な説明を求めます。それに対して質問ありませんか。そうならばそうなるの考えをまとめてからここに来るわけですから。ちょっと通常の委員会と同じような進め方ではちょっと私ら対応が難しいと思いますので、今後は、もう既に今日は誰と誰がここに来てお話しするんだがもあらずじは決まっているような話も聞いてます。ただ、私らは何も聞いてないわけで。それでは何を質問しているのか、ここに来てから頭ん中まとめなくちゃいけない。ちょっときついべつ、委員長。そういうことも踏まえた議事進行を今後は進めていただきたいということを申しあげておきます。これ以上申しあげて、ただもめるだけですから止めますけども、何せ誰もが初めての経験なのだとということを十分視野に置いた中で対応をよろしくをお願いします。

後藤委員長：わかりました。以後、先ほどの点については気を付けさせていただきたいと思えます。そのようにまずは詳細な説明を聴くということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

後藤委員長：それでは、そのように進めさせていただきたいと思えます。それでは、暫時休憩といたします。

(休憩 13:34 ~ 13:36
請求者代表 渡邊賢一議員 入室)

後藤委員長：それでは休憩を解きまして議事を進めさせていただきたいと思えます。それでは、まずはじめに請求議員側から調査請求の対象となる事由の内容について説明をお願いしたいと思います。また、今回は提出されております調査請求書の説明でありますので、質疑を含めまして、意見を述べるのではなく説明ということをご留意くださいますようお願いいたします。それではまず説明に入らせていただきますが、まず最初に確認させていただきますが、今回請求しております議員が4名おりますが、渡邊議員の説明が4名の説明、総意であるというようなことでよろしいのでしょうか。

(渡邊議員、委員長に向かってうなづく)

後藤委員長：はい、わかりました。その確認をさせていただきました。それでは、補足説明の方お願いいたします。

渡邊議員：私は国民・立憲民主クラブの渡邊賢一であります。申請者議員の荒木春吉、太田芳彦、鈴木みゆきの計4名を代表して、発言、説明させていただきます。まず、私どもは去る8月10日に國井議長に対しまして、寒河江市議会議員政治倫理条例第5条の規定により政治倫理調査請求書を提出いたしました。調査請求の対象の議員は、國井輝明議長、伊藤正彦副議長及び古沢清志前議会運営委員長の3名であります。まずはじめに申しあげますが、私どもは議員のアルバイトや兼業を問題にしているわけではありません。國井議長は議長就任後、自ら推選した議会運営委員長の古沢議員のお店で働かせていただいていること、或いは、実質経営責任者の古沢議員のご家族から賃金を得ていることが、議長は一党一派に属さず、公平、公正、中立を期すべきという2014年6月制定の市議会申合せに反する行為で、さらには議会基本条例にも抵触する行為とみなしたからでございます。また、議長経験がある國井議長が、歴代議長が遵守してきたこの申合せを反故にしていることは、議会制民主主義を踏みにじり市民から厳しい指摘を受けていることにほかなりません。これまで國井議長が、経済的に生活が厳しいから働いているとか、働いた賃金は労働の対価だなどのコメントを発していることが原因で、市民の山形新聞への投書が掲載され、これに便乗してご自身の市政に対する持論をこの投書した方が唱えられました。これは9月15日の朝刊であります。一方、SNSでは、ネット上ですね、まったく関係のない、言われる筋合いのない言葉や誹謗中傷的内容が投稿され、さらには都議会議員のYouTuberが全国に拡散するなど、まったく私どもとしては心外であります。私どもの請求の本旨が別な方向にすり替えられようとしておりますことは、誠に遺憾でありこの席から厳重に抗議いたします。さて、調査請求の対象となる事由及びその内容の詳細について、委員長から補足説明ということでありましたので申しあげます。そもそも議長とは市民の代表である私たちの、議員の中心となるべきリーダーであります。また、無党派議員として公平、公正、中立を期すべきこの國井議長とその補佐役である伊藤副議長が、古沢議会運営委員長から役職就任の見返りに、この同居する長男が経営責任者である店舗、山形市内のコンビニエンスストアにおいて、その地位を利用して本人及び家族の雇用などで利益供与を受け、議会の品位と名誉を著しく損なって市民の議会に対する信頼を失墜させる行為に至ったことは、寒河江市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号、政治倫理基準、第3条とは議員の政治倫理基準遵守義務があるわけですが、「品位を損なう行為又は議員に対する市民の信頼を損なう行為をしないこと。」、これに違反していること

であります。次に、この調査請求を行うに至った経緯を申し上げます。7月中旬頃に市民から電話がかかってきました。「おだぐだの議長の國井さんよ、山形まで行って古沢さんのお店さ行って毎日働いているったんねが。ほだい暇だら俺だの農家のさくらんぼの被害調査どが、飲み屋のコロナの影響調査などなしてすねんだべね。渡邊さんさ聞きだいなよ。議長はなんぼもらてんなや。」こういうお怒りの電話を頂いたことです。そして、山形に行ってみて、(写真を提示して) この写真を私にも見せていただきました。これが7月上旬の写真だそうです。その後私どもも國井議長と伊藤副議長が当時寒政・公明クラブで同会派の議会運営委員長だったので、まさかそのようなことはないと信じて店舗に行ってみたときの写真でございます。(写真を提示して) これが7月16日。先ほどの写真にもありましたけども、これが古沢議会運営委員長、当時の、車で、手前の方が國井輝明議長の車がツーショットで並んでいるわけです。また、7月20日にも行ってみました。(写真を提示して) これ朝の写真です。ここに國井議長、ここは古沢議運委員長の車が停まっています、古沢委員長ご本人がここにも写っているわけです。で、別の角度から見ますと、ここにはですね、國井議長の奥さんの車かと思われる軽自動車なども並んでいました。ちょうど國井さんの間に古沢さんが停めているというような写真でございます。私どもは、本当にこの写真をここに出すということは大変心苦しく、こんなことまでしなくちゃなんないのかというふうに思うわけですが、やっぱり一目瞭然でありまして、こうしたところが本当なのかということで、直接議長から聴き取りをすることになりました。それが8月4日。議長室において、令和の会 柏倉信一代表、太田芳彦幹事長、国民・立憲民主クラブの沖津一博代表、幹事長の私が、國井輝明議長ご本人より市民の疑念に対する事実確認を行いました。明らかになった点は申請書記載のとおりでありますけども、國井議長は議長就任前の約4年前から古沢議員が実質経営するコンビニエンスストア、セブンイレブン山形江南2丁目店においてアルバイト店員として就職し、議長就任後も5月からですね、引き続き勤務していたと。勤務形態は公務のない日の6時から9時までのパートタイマーだと。これは伊藤副議長も副議長就任前の約4年前より同店舗においてアルバイト店員として就職し、副議長就任後も同様に引き続き勤務しているとのことでした。その時、私どもは驚きと失望、そして怒りを禁じ得ませんでした。最後に申し上げますけども、政治倫理条例第3条第2項には、「議員は、前項に規定する政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その説明責任を果たさなければならない。」とあります。本来なら自ら弁明請求を委員長に提出し、説明責任を果たす機会を申し出なければならない立場ではないのでしょうか。既に國井議長と伊藤副議長はアルバイトを辞め、古沢議会運営

委員長兼決算特別委員長は役職を辞任、会派を離脱されたわけですがけれども、これも議会中ということで非常に問題だと思うんですが、そのことで今回の政治倫理条例違反の疑惑に関しては何ら、何らですよ、真相解明にはなっておりませんし、市民が納得できるはずがありません。なぜこうしたことが起きてしまったのか。この議長、副議長、議会運営委員長という役職をお持ちであれば、普通はできないことではないのでしょうか。どこの自治体議会も「こんな恥ずかしいことは前代未聞だ、あり得ない。」とおっしゃっています。政治倫理を無視し、過度の偏重過ぎる議会運営によって生じた、お友達優先の馴れ合いからこうなったのではないのでしょうか。と、私どもは思っております。それぞれご自身の出处進退も含め、どのように責任を取るお考えなのか市民に明らかにしていただきますよう強く申しあげて私の発言を終わります。以上です。

後藤委員長：それでは、ただいまの補足説明に対して委員の方から質疑はありませんでしょうか。はい、佐藤委員。

佐藤委員：今回調査請求をされた4名の議員がおりますが、市民の皆さんからのご意見ということで、ただいまお話もございました。ここで確認のため質問させていただきますが、先ほどの市民からの声ということで写真も入れて説明もいただきました。この調査請求にあたり、どの程度の市民から疑念を持たれているかお伺いしたいと思います。

後藤委員長：どの程度というのは、例えば数とか、そういう意味ですか。

佐藤委員：そうです。

後藤委員長：はい、渡邊議員。

渡邊議員：私どもは市民の代表ですのでいろんな電話がかかってきます。農家の方からも飲み屋のママからも電話かかってきまして、「國井議長アルバイトしたたなんねが。」と。そして、「さくらんぼこんなにひどい状況なのに、園地の調査もしてけねんだが。」とか、飲み屋さんも「倒れるは。」と。「そうやって頑張っけてども、議員の皆さん何か調べてけったんだが。」どが、そういう電話を数多くいただいています。ですから複数頂戴しています。

後藤委員長：はい、佐藤委員。

佐藤委員：この調査請求を公平に審査したいと私は考えております。私はその市民の声の方々も直接お話、ご意見を伺いたいたため、個人名を2～3名で結構ですけどもお答えいただけませんか。

後藤委員長：難しいと思います。個人名は難しいと思いますので取り消させていただきます。佐藤委員。

佐藤委員：渡邊議員含め4名の方々がいらっしゃいますので、そのような意見で何名ほどご意見が出たのでしょうか。

後藤委員長：複数ということで、すみませんが。はい、安孫子委員。

安孫子委員：今回一番の問題点としてるのは利益供与があったかないかということなんですけども、実際利益供与があったのかないのか、その証拠たるものはお持ちですか。

後藤委員長：はい、渡邊委員。

渡邊委員：私どもは疑念を持たれるから審査会で調査を行ってるんであって、ここで明らかにしていただきたい。その雇用の契約書とか、コンビニの賃金明細書とか、様々な、あと物でもらったとかいろいろ考えられるわけですが、私、事実をそれを知りたいということで調査請求しています。

後藤委員長：はい、安孫子委員。

安孫子委員：では、今から訴えられた方の3人が出てくるわけですけども、そこで明らかにしたいという旨でよろしいのでしょうか。

後藤委員長：はい、渡邊委員。

渡邊委員：是非、委員から聞いていただきたいと思います。

安孫子委員：わかりました。

後藤委員長：その他ございますか。

(なし)

後藤委員長：なければ、これにて請求者側の補足説明は終わらせていただき、暫時休憩とさせていただきます。

休憩 13:53 ~ 13:56
渡邊議員 退室
被請求議員 國井議長、伊藤副議長、古沢議員 入室

後藤委員長：それでは休憩を解きまして議事を進めさせていただきたいと思います。それでは調査請求対象議員側から説明をいただきたいと思いますが、本来であれば、ここで私がこういう話があったとまとめてお伝えすると思うんですが、傍聴席で聞いてらっしゃったと思いますので、その説明は私の方は割愛させていただきたいと思いますので、早速調査請求された側ですね、皆さんからご意見を伺いたいと思います。それでは順にお願いいたします。國井議長。

國井議長：ただいま調査請求者側から質問がいくつかありましたので、ちょっとすべての質問についてメモとれないところもありましたので、足りないところは委員の方から質問を受ける形でお答えしたいと思いますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。まず請求者代表の渡邊議員から言われたとおり、アルバイトをしているのが問題ではないというようなことでありますが、私も実際8月の4日に議長室において柏倉信一議員、太田芳彦議員、沖津一博議員、渡邊賢一議員から調査を受けたわけでありまして、そのときにすべてお答えをしております。まずこの場においてですね、私は朝6時から9時ということで契約ということでアルバイトを實際させていただいておりました。そのことにおいて、古沢議員の所で働いたのは問題だみたいなことはちょっと言われておりますが、まずはそういったところは皆さんで審査をしていただきたいなというふうに思っているところでもあります。まず順を追って、渡邊議員からあったようにそれに沿ってお答えをしたいと思います。私が実際議運の委員長を推したんじゃないかっていうようなことであります。このことに関しましては、私も当時寒政・公明クラブの代表をしておったということで、皆さんもご承知のことかと思えます。実際、中間改選前に何度か議運協議会というものを開催しまして、まずはどこのポストをどこの会派が取るかという話し

合いをもって、寒政・公明クラブが話し合いの下で議運の委員長ポストを取るということに決定しました。これは柏倉座長が通してるのでわかるかと思います。その中で我々寒政・公明クラブで議運の委員長のポストを取ったということで、中間改選前の議運協議会でその内定者を出してほしいということでありました。個人名を出すのは大変恐縮ですが、当時私は阿部清議員をお願いしたいと推したわけであり、そうしましたところ、沖津一博議員、そして渡邊賢一議員から猛烈な反対があり、それを何とか収束するために当時の柏倉議長の議長室において「これは収まらないから何とかしなきゃ駄目だよ。」というようなことでありました。そんな話がありましたので、内定ということでもありますので私の名前でなんとか収めてもらうことはできないかということで、当時の柏倉議長から骨を折っていただいて沖津議員、そして渡邊議員にも納得していただいてですね、当時の議運の委員長の内定者は私ということになりました。そして中間改選当日なんですけども、そういったこともありまして、私と柏倉議員とで議長選を行って私が当選人となったことにおいて、当時内定していた議運の委員長というポストが私が就けなくなったというような事態がありましたので、正副議長選挙後の議運協議会においてですね、私が議長になってしまったし、私が当時所属していた会派の人数4人ももうポストが付いているので、いろいろ役職が付いているので、議運の委員長のポストを、当時会派は他にもありましたので、我々の会派以外にお任せをしたいんだということでお願いをしたところがありました。そうしましたところ、柏倉議員からは「会派で取ったからその辺どうする」というご意見と、渡邊賢一議員から「これまでの議論を重ねてきて会派で委員長ポストを取ったんだから会派内で委員長を出すべきだ」というような意見がありましたので、その議運の協議会を休憩して各会派等で持ち帰って協議をしていただいたわけでありまして、で、休憩中に協議したわけですが、当時柏倉議員から呼ばれまして私の方と話をしました。で、私の方の事情を言いました。議長、副議長、そして予算特別委員長、そして当時阿部議員を猛反発したということで、そういったことで事前に内定をいただいていた古沢清志決算特別委員長は、年一回だけしかないから負担を考えると古沢議員で何とか調整できないものかというような相談を持ち掛けたところ、柏倉議員の方から無会派の方で話をしていたら、我々の会派の方でもじゃあ古沢さんでちょっと挙げてみようかというような話をしたところ、で、再開した議運協議会で全会一致をもって了承、内諾を得て、議運の委員の中で互選をした結果、古沢議員が議運の委員長ということで決まったわけ、そして本会議で私の方から報告するのに御異議ないかと諮ったわけなんですけども、異議なく全会一致で古沢議員が決まったわけであり、私が推したわけではなく全員が合意をして決まったということでもありますので、私が無理無理推した

ということではない。なので、先に申しあげますが、先ほどの渡邊議員の陳述は虚偽であるというふうに私は思います。それから SNS や YouTube での批判に対して抗議をしたいということでありました。これは私が別に SNS でたたいているわけでもありませんし、周りの方が騒いでいるわけであり、私も実際見ました。都議会議員の川松さんという方かと思いますが、私は一切面識もありませんし、そうしたことに、我々に、私に抗議するのかわかりませんが、私は一切関係ありませんのでその辺をご理解をいただきたいと思っております。それから、市民から暇だからバイトをしたんじゃないかというふなことでありますが、これは8月4日の調査でもお答えしておりますとおり、私が6時から9時、そして議長の公務のないときということではありますが、私はアルバイトして実際3年半ぐらいなんですけども、なぜ6時から9時かということに関しましては、私は日中の仕事を、議員としての本来の仕事を疎かにしたくない。空き時間を利用してアルバイトをしてたということでありまして、そしてなぜアルバイトをしたかということではありますが、私は今子育て中の身でありまして、今高校3年、中学校3年の子どもがおります。2人とも進学を目指しております。特に長男の方は大学に行きたいという意識でありますので、まだ決まってはおりませんが、その学費、生活の面で生活に充てたいということでありました。実際のところ、市議会議員の皆さん国保税払ってると思いますが、国保税払うの大変じゃないですか。私実際アルバイト始めたのは前回議長職終わったその次の年からで、その課税された分非常につらくてそのためにアルバイトさせていただいたわけでありまして。そういった事実がありますので、生活していくためにはアルバイトしなきゃいけないんだということを皆さんにもご理解をいただきたいかなというふうに思っています。そして、その後どのように進退をするんだということではありますが、政治倫理審査会でまずは調査の方をしていただいでですね、その結果を聞いて私自身も決めたいなというふうには思っておりますが、あとは渡邊議員はこの審査会をもって実際どうなんだという疑念を知りたいということでありました。いわゆる憶測でこれを出されたというのは大変残念に思います。そしてこの審査請求の中には、一番冒頭でおっしゃったのが議長という立場で古沢議員のポストを与えたことが問題でないかというような発言でありました。実際この請求書見ますと、そんなこと一切書いておりませんし、それを対象とする事由を証する資料にもそんなこと書いてないわけでありまして、何をもって私が古沢さんを推してとか、公平じゃないとか言うのかちょっとわからないところが正直なところであります。渡邊議員からもそうですけども、他の審査委員の方からも、私が議会の中でいつ公平でない、公正でないことを行ったかということも示していただければなというふうに思っております。実際のところ、無党派の方にもどうこう言っていました

が、前議長である柏倉議員は無会派の方の視察にも一緒に行くとか、それこそ公平中立でないような行為をしていますが、私は今回も前回議長職をさせてもらった2年間も所属している会派等々で一緒にですね、視察に行ったとかそういったことは一切したことはありません。そして、どこの会派だろうが、会派に属していなかろうが、そちらの肩を持ったというようなことはしたことはありません。ですから、私はそういった事実をまずは述べさせていただいてですね、まずは質問に今後は答えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。長くなりましたが失礼しました。

後藤委員長：はい、それでは伊藤議員お願ひいたします。

伊藤副議長：まず私がアルバイトをさせていただいていたというのは事実です。29年の11月頃からだったと思いますけども、今年8月中旬まで。主に私の場合は夕方から夜勤務させていただいておりました。ただ先ほど請求者側のお話を聞いて思いましたのは利益供与という言葉なんですけども、これは私にはまったく理解できないと言わうかピンとこない。利益供与があったかどうかを知りたいという言い方でしたけれども、こんなものは本当に入り込む余地のないような仕事でしたので、私個人としては全くピンとこないというのが実感です。それと先ほど國井議長も言っておられましたけども、投書とかYouTube等への怒りをぶちまけられても全く関与していない話ですので、どうぞ抗議するんだったらしていただきたいと思ひます。それと先ほど請求者側から役職を重んじるのであればバイトなんかできないんじゃないかというお話がありましたけども、私はこれをもって議員の仕事を疎かにしたことは一回もありません。自慢じゃないですけども議員の仕事はしっかりやってきました。仕事があるときはアルバイトを休ませてもらってすべて対応しております。これだけは自信を持って言えますので、その副議長という職に就いてそんなことできるのかと言われても、これはちょっと一部心外なところはありますけども。それで疎かにしたと、何か仕事を疎かにした部分があると言うのであれば示していただきたいと思ひますし、それが事実であればしっかりと反省をしたいと思ひます。以上です。

後藤委員長：はい、それでは古沢議員お願ひします。

古沢議員：先ほど請求者側から私がお店の実質経営者と言っておりましたが、実質経営者は私の息子でありまして、私は平成27年の4月15日をもって息子に経営を全部委譲

したわけでありまして、それ以来お店の経営には一切タッチしておりません。面接や会計などにも一切タッチしておりませんで、最高経営責任者は私の息子であります。だからまったく利益供与というのはなかったと。ポストに関しましても、先ほど國井議長が言っておられたことがすべてでありまして、それ以上でもそれ以下でもありません。それはどこに書いてあるかといいますと、令和3年5月18日の議会運営委員会協議会におきまして、ちゃんと議事録に載っておりますので、このことをもって私は協議会の意思に従ってポストを引き受けたわけでありまして、一切利益供与は受けておりません。以上でございます。

後藤委員長：それでは、今調査請求された側の方からお話をお伺いしました。今の説明について質疑のある方いらっしゃいますか。はい、太田委員。

太田委員：この問題が新聞などで報道されるようになって、コンビニは寒河江市内でも河北町でも大江町でもどこでもあるのに、なぜわざわざ山形まで行くのかと。それで、市民の皆さんからやっぱり何らかの利益供与があるからそこまで行くんでないかという疑念がありました。それについてお答え願います。

後藤委員長：なぜ山形で勤務してたのかということですね。國井議員。

國井議長：なぜ山形まで行ったのかということでもあります。実は私、学生時代に仙台でセブンイレブンでアルバイトをしておりました。アルバイトということで責任を持って仕事をしなきゃいけないということもあったので、古沢議員の息子さんがセブンイレブンを経営していると伺いました。朝の時間というのもポイントではありますが、私も古沢議員の息子さんとも話したんですが契約の内容が合意に至ったということです。実は市議会議員の仕事が大変理解してくださってる方でありまして、どうしても私が公務を優先したいということで、そういった形で空いている時間でも大丈夫ですということでもございましたので、そういった理解のある職場がそこだったということでもあります。答えになってますかね。

後藤委員長：はい、伊藤議員。

伊藤副議長：私も國井議長と同じで、古沢議員の身内、息子さんが経営されてるということで、要は議員の仕事に非常に理解があるということで、議員の仕事があるときは休んでもらっていいよという話もいただきましたので山形まで行っておりました。

多分そういう理解のない勤務先であれば雇用するという事はなかったと思います。そんな人を雇用する会社はないと思います。以上です。

後藤委員長：よろしいですか、太田委員。はい、沖津議員。

沖津副委員長：古沢さんはですね、事実上の創業者であり、私は事実上の経営者だというふうに思ってます。なぜだかという、先ほど息子譲ったから全然関係ないと言っていましたけども、古沢議員は商工会の役員との懇談会ですね、関係ある議員との懇談会てな毎年あるわけですけども、安孫子さんも行ってるね。佐藤さんもね。それに毎年経営者の一員として出席をしております。それは國井議長も出席しておりますのでよくわかってる話なんですね。例えば息子が経営してよ、全然自分が関係ないんだら何にも商工会との語る会さな来る必要もありません。これが1点であります。それからですね、西根、それから箕輪から下条までアルバイト行くんですけども、時給はどれくらいもらってるんだが。あと通勤手当もらってたのかどうかをお聞かせをいただきたい。なんでこれを聞くかという、古沢議員は半年ぐらい前ですね、最低賃金を上げればいいのかではないかて俺が言ったごどあんな、この議場でよ。そしたら最低賃金なの上げるとコンビニは経営成り立たないと言ったの、自分が経営者だからこそコンビニの経営は成り立たないと言ってるわけですから。いくらアルバイト代払ったのか、その辺をきちっと教えていただきたいというふうに思います。あと商工会の件も。

後藤委員長：では、商工会の参加の件については古沢議員。

古沢議員：商工会に関しましては、本来山形で商売をやっている方は寒河江の商工会には入れないという決まりなんですけども、議員になったもんだから、いろんな立場で話を伺いたいということで特別枠として私は入らせてもらって意見交換会なりその商工会の現状を聞いていたつもりでございます。それともう一つ、時給に関しては私の関与するところではございませんのでわかりません。

後藤委員長：もらった方はわかるんですが、個人情報が大いに含まれる部分ですのでお答えできるのであればお願いします。國井議員。

國井議長：まず商工会に関しての古沢さんへの質問ではありますが、私も実際商売しているわけではなく、商工会の青年部の部長をしてたということで特別枠で入っておりますの

で、古沢さんのことも問題がないのかなと。私も関係ないところで商工関係議員で入っておりますので問題ないのかなと認識しております。問いの時給についてであります。一度時給は上がっております。去年だったか何だか最低賃金が773円だったかな・・・その最低賃金プラス、私は早朝6時からということで早朝手当が80円ということでありましたが、最低賃金が上がったことで現在のところ793円が最低賃金ですね。その賃金にプラス80円の873円という時給で仕事をさせていただいています。交通費についてはアルバイトを始めた当初から3千円だったかな・・・3千円だったと思いますが・・・2千円だったかな、ちょっと金額わかりませんが安い金額は、交通費は出ておりました。月額です。

後藤委員長：同じ質問を伊藤議員。

伊藤副議長：私は5時から9時の勤務が主だったんですけども、時給はちょっと・・・今國井議長みたいに私細かく全然把握してなくて、時給800円という頭でずっとおりましたので、もしかしたら多少のズレはあるかもしれません。通勤手当は当初から月2千円いただいております。

後藤委員長：はい、安孫子委員。

安孫子委員：今沖津議員の方から商工会関係の議員で話あったんですけども、今回後藤議員の方にも、お勤めになっていきますのでそのあれが商工会の方に入ってるってことで、後藤議員も商工会関係議員になってもらえないかという話が聞こえてきました。商工会議員というのは経営者だからなるとかそういうわけじゃなくて・・・

(安孫子委員の発言に対し、「質問でなく答えている」との声あり)

後藤委員長：はい、すみません。調査請求に・・・

安孫子委員：いや答えてるんじゃないかと、要するに経営者だからという質問はおかしいんじゃないかということをして・・・経営者でないんで。

後藤委員長：はい、趣旨はわかりました。はい、太田委員。

太田委員：寒河江の議員報酬は一般市民の収入や市職員の平均給与と比較しても決して低い

とは言えない水準にあります。生活費が、教育費がどれだけかかるかはそれぞれの家庭の事情もあると思いますが、市民目線からは生活費のためだけの兼業と受け取られていないのが実情ではないかと思います。生活が苦しいからバイトしてるってことを受けとめられてないのではないかと思います。一般市民として。私も3人の子育てしてきて大学まで3人とも入れました。そういうことを考えると本当に生活費のためのバイトだったのかとか、やっぱり利益供与や見返りによって市政を歪めたのではないのかというのを一般市民の方からの声があります。その一般市民の目線に立ったところでどのように市民の皆さんに申し開きをするか。

後藤委員長：すみません。ちょっとそれはこの適否に関する意見ではありませんので。あくまでも説明に対してのご意見、質問でお願いいたします。その他質問等ございますか。はい、柏倉委員。

柏倉委員：古沢議員にお尋ねをしますが、先般古沢議員は議運の委員長、決算委員長を辞職をされました。その際に私代表者会でも申しあげましたが、我々に説明する辞職の理由と、当然これは取材を受けることがあろうから、取材を受けた内容と異なると後々もめめますよと。ですから統一した辞職の理由を説明してくださいねということをお願いしました。その日の夕方に古沢委員の名前でロゴチャットに我々代表者に理由が流れてきました。一つお尋ねをしますが、あれは古沢議員が書いた文章ですよ。ロゴチャットに流れてきた文章は古沢議員が自分で考えて書かれた文章ですか。

後藤委員長：はい、古沢議員。

古沢議員：私が考えた文章で事務局から送っていただきました。

柏倉委員：とすると、私冒頭申しあげましたが、会期中であって当然のことながら委員会の承諾を得て辞職をしていただいたわけですが、我々に出された辞職の理由の中には古沢議員がお話されたような内容はどこにも書かってないんですよ。利益供与が何たらかんたらとか、労働の対価がどうのこうのとかっていうのは我々には全然説明されていません。もしそうだとすれば、私も決算委員会に所属してるわけなんで、古沢議員ちょっと待ってくれと。そういう辞職の理由であれば何で辞職されるんですか。当然そうなりますよ。書かれてませんよね、ロゴチャットには。要するにもっとひどい言い方をすると、これ言葉の使い方なんで誤解されると困りますけども、

我々議会に言ったことと取材を受けた内容が違う。これは問題でしょう。違うんだつたら違うことを我々にも説明していただかないと。それは議会として皆さんが納得をしてあなたの辞職を認めたわけですよ。何も利益供与なんか関係ありません。労働の対価としてお支払いしているわけですよ。そのことをとやかく言ってんじゃないですよ。その言った話をとやかく言ってるんじゃない。でも私らにはそういうことは説明されてない。もしあのと通りの説明だったとすれば、当然のことながら私は聞きますね。なんで辞職されるんですか。これは今回の件が絡んでるからお尋ねをするんですが、本当の辞職された理由というのは古沢議員はどういうことだったんですかね。

後藤委員長：古沢議員。

古沢議員：ロゴチャットにも書いておりましたけども、私の所にも連日のように問い合わせがかかってきまして、それはちょっと夜眠れないほど心を痛めたわけですけども、その支持者の方に大変なご不安とご迷惑をおかけしたことについて責任を取りたいと、そういうふなことで責任を取って辞任という形にさせていただきました。以上です。

後藤委員長：はい、柏倉委員。

柏倉委員：私がですね、代表者会の席で國井議長にその旨お話ししました。これは間違いないですね。で、その際、國井議長も正直なところ私も辞職の理由わからないんですよ。本人から聞いてない。それも変な話ですよ。だって、辞職をするって言うからこの次の議運委員長誰にする。決算委員長誰にする。一番肝心要な辞職をする理由がはっきりわからない。この件絡みですからね、どっちにしても。この場は意見を述べる場ではないというふうに話がありましたんで、この件に関しては別の場で議論をさせていただきたいと思っておりますけども、私が一番知りたかったのは本当の辞職の理由。今の答弁で間違いないですね。

古沢議員：間違いないです。

柏倉委員：わかりました。それと伊藤副議長、國井議長にお尋ねしたいんですが、そもそも生活が大変だと、簡単に言えばね。お金が必要なんだということでアルバイトをしたんだ。それは理解できますよね。そこの部分は。ただ、今問題になっているのは

何でたくさんいっぱい店舗がある中で、何でわざわざ古沢議員の息子さんのお店なんだと。今お二方の答弁を聞いてると、議員という仕事に非常に理解がある職場だ。だから古沢・・・ 私ちょっと名称わからないんで、個人なのか法人なのかわかりませんが。後でお尋ねしたいと思いますが。そのご長男がやっておられるコンビニでアルバイトをされたと。普通に考えて、余計な詮索をしないで、寒河江から山形まで行くのに片道15キロはありますよね。行って来て30キロですよ。伊藤議員のどこからだったらもっと遠いはずですよ。20キロくらいあるでしょうね、片道。行って来て40キロですよ。それだけの時間的なロスもありますよ。また、今は通勤手当2千円云々てな話もされました。通勤手当も・・・ ちょっと細かい話するとあれですけども、國井議長のベントはリッターどれくらい走んのかわかりませんが。まあ、そんなこと聞く気はありません。まあそれは別に結構ですが、本当にお金が必要だったら効率のいいアルバイトを求めるのが普通でしょ。また、さっき議員という仕事に対して理解があるというお話をされました。そんなこのコンビニだって人足りないんだからどこ行ったらその程度のハードルは私は越えられると思います。にもかかわらずなんで江南まで行くんですか。要するに実入りのある所でアルバイトをすることがいくらでも金銭的に楽になるわけだから。また、どうもわからないのは、何も無理して変な勘繰りが出てくるような関係を指摘される・・・ 実際どうだがこうだがそっちに置いておいても、私も議長やらせていただいたんでよくわかりますけども、國井議長、衆人環視じゃないですか。就いた時点から。誰が自分の行動チェックしているかわかんない。自分は相手かわかんないけども相手は自分をわかるなんてことはいっぱいありますよ。そういうことを踏まえたら、何も無理して議長になってからそんな紛らわしいことを言われるような所で仕事しなくてもいいんじゃないかと。私いくら考えてもその部分は理解できない。ましてや國井議長2回目ですよ。議長職がどんなもんかていうのは私以上にわかっていらっしゃる。くだらない詮索受けるような所に何も無理して行かない。ここで質問なんですけども、議長に就任されてなおかつアルバイトを続けていることに対して、どなたかからそれは辞めた方がいいんじゃないのというご指摘はなかったもんですかね。

後藤委員長：はい、國井議員。

國井議長：指摘については、アルバイトを辞めた方がいいのではないかとこの指摘は受けたことはあります。なぜそのコンビニという紛らわしいところで・・・

柏倉委員：コンビニじゃなくて古沢議員のね。コンビニを問題にしてんじゃないので誤解のないように。

國井議長：なぜ紛らわしい所でしたかということですが、先ほどやはりお答えしたようにですね、やはりその議員の仕事を理解して下さったってことで仕事のしやすい環境だったということでもあります。実入りのある所というような話もありますが、実際そうだと普通は思うんですが、やはり理解のある所で仕事をできるということでもありますので、あまり大変な多額の金額とまでは私は思っておりませんでしたので、しかもコンビニっていうアルバイトの環境がですね、私非常に合っておりまして、人との対話、そして市民の目線ということ大切にしていたので、そういったことを培うためにもですね、そういったとこでしたというだけのことであります。

柏倉委員：伊藤副議長は。

伊藤副議長：なぜ山形の古沢議員のところでと言われれば、議員になっていろいろ雑談とかしている中で「結構議員報酬で暮らしていくの苦しいよね。」という話をしておりました。そんな話を雑談の中でしている中に、「いや、うちのお店もなかなか人が来なくて困ったのよ。勤めてくれる人がいなくて困ってんのよ。」と、で「週1回でも2回でも仕事に差し支えない状況で来てくれると助かる。」とオーナーは言っているという話なんか出てきまして、議会、議員活動を優先して週何回でもできるのであればこれはいい話だなと思って始めたのがきっかけです。特に山形だからどうのとか近場だからということは考えたことはありません。むしろこれは私個人的なあれですけども、近場の店だったらやりにくくて、多分私から「いや、それは結構です。」と断ってるんだろうなと思います。それと今柏倉委員が言われたもっと効率のいいあれがあるんじゃないかというお話ですけども、私事業をやったことないんでわかりませんが、いつ休むかわからないような人間を雇用するような会社あるんでしょうか。私が事業主だったらしません。以上です。

後藤委員長：はい、柏倉委員。

柏倉委員：質問していることが意見を聞かされているようなんですけども、質問にだけお答えいただければいいんですが。古沢議員に今の答弁の絡みでお尋ねをしますが、ということは、今の伊藤副議長の答弁からいくと古沢議員の方から國井議長、或いは

伊藤副議長、まあ当時は議長でも副議長でもなかったと思いますが、古沢議員の方からアルバイトをしませんかというようなことを誘ったということによろしいんですか。

後藤委員長：はい、古沢議員。

古沢委員：4年も前の話なのでいちいち記録取っておりませんが、そういうふうな会話の中でそういうふうな話が出たんだと思います。そういうふうな話の中からうちのオーナーに話をして、面談のうえ詳細を決めて働くようになったんだと思います。細かいことに関しては私は一切手を出しておりませんので、あとはわかりません。

後藤委員長：はい、佐藤委員。

佐藤委員：今までのお話の中で調査請求の事由についての補足的な意見、そして質問ということでもありますけども、少し誘導的に脱線しているのではないかと思いますので、委員長の方に申し伝えたいと思います。

後藤委員長：そうですね。わかりました。はい、柏倉委員。

柏倉委員：警察でもなければ裁判所でもないんで、どこまでがルールなのかって言われっと非常に難しい。聞き方も難しくなってきたり発言の仕方もかなり難しくなるわけですが、古沢議員の方からアプローチをされた。それに対して國井議長なり伊藤副議長なりが、そういうことであれば使っていただくかなとこうなったということによろしいわけですね。お三方とも。要するに「古沢議員の方からお二方にうちで働きませんかとアプローチをしたんだということ間違いありませんか、お三方。」とお聞きしたんです。

後藤委員長：はい、古沢議員。

古沢議員：私からというわけではなくて、はっきりは覚えてませんが、そいふ話の中で「今うちも人がいないから大変なんだ。」というふな話の中からそいふ話が出てきたんだと思います。私から直接というのではないかもしれませんが、わかりません。

後藤委員長：はい、國井議長。

國井議長：古沢議員から話があったということではないんですが、古沢議員のところでコンビニをしてるって聞いて、「どこでしてるんですか。」ってそいふなことを聞いたので私からアルバイトさせていただけないかというふうにお願いしました。

柏倉委員：しました。伊藤副議長はそれでよろしいんですか。

伊藤副議長：私はコンビニしてるという話聞いて、息子さんがオーナーしてるということでしたので、「もしこだな状況でいいんだったら雇ってけるがなんだが聞いてみてけねが。」という流れからアルバイトをすることになりました。

後藤委員長：はい、その他質疑ありますか。はい、太田委員。

太田委員：議長、副議長なってからも数カ月アルバイトを続けていたわけですけども、國井議長は6時から9時、伊藤副議長が夕方の5時から9時。この時間に山形市にいてることですよね。大規模災害とか起きた場合、そういうところでの議長、副議長の役割として寒河江市にいないって状態を市民の皆さんは不適切でないかという意見もありました。それについてはどうお考えですか。

後藤委員長：はい、國井議員。

國井議長：緊急時に対応できないのではないかということでありました。そのことについてはすぐ対応できるような話でアルバイトさせていただいておりましたので、15分程度ですぐ自宅からスーツを着てとか防災服を着てこの議場に来るのはあまり時間の差はなくすぐ対応できるというふうに思っております。

後藤委員長：はい、その他ありますか。はい、沖津委員。

沖津副委員長：先ほど子育てが大変だあていうことはわかりますけども、國井議長は車はベンツを乗っていらっしゃいますよね。あと時計とかバッグもブランドのバッグを身に付けてますよね。私はですね、議長職で年間700万円ももらてよ、ブランドの車やバッグや時計をかけてよ、生活が大変だがらアルバイトだなんて言ってよ、市民の方は納得するかなて思うんですけども、納得できないのではないかと思います。先

ほどですね、佐藤議員から誰がらやっちなやあていただけげんと、私朝風呂に6時半頃毎日行くんですけども、一緒に入る朝風呂の中はね、「寒河江の議長アルバイトしただけあてなんだとんでもないんねが。」なて言うないっぱいおりますよ。商工会の青年部の・・・

後藤委員長：調査請求の対象となる事由について質問をお願いします。

沖津副委員長：そんな市民に対しての理解が得られていると思っているのかどうなのかよ、その辺の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

後藤委員長：はい、國井議長。

國井議長：私への問いだと思ってお答えをさせていただきます。車がベンツだということがあります。実際私ベンツ乗っております。その前もAクラスのベンツ乗っております。うちの母親の車を2台続けて受けておまして、お金がないから正直・・・ベンツというのは見た目はちょっとあれかもしれませんが、お金がないから親のものを譲ってもらったということで、実際皆さんが乗ってるような、例えば請求された人なんかはレクサス乗ってたりとかですね、新車で購入されてるとかですね、他の方の方がもっとお金かけて車乗ってらっしゃいますよね。私は家族からの頂き物でお金がないからそういったふうにさせてもらって、その車がただベンツだったというだけであります。それからブランドのバッグと言うんですが、そんなにブランドのバッグは私は持っておりません。時計に関しましては私も実際着けておりますが、私の義理の兄から借りてる時計でありまして、これを高級だからどうこうというんじゃなくて、私は借りて大切にに使わせてもらってる時計でありますので、その高級時計を着けちゃいけないのか。高級なものは私は買ってはいませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

沖津副委員長：ベンツは親から頂いたんだが借りたんだがしゃねげんと、あなたは恵まれておりますね。一般の市民から見れば。ブランドの時計は兄貴から借りて親からベンツもらって。それで700万も給料もらてよ、それでまだアルバイトしてるて、それは市民がよ、本当に市民感情から見ればよ、仕事なくて大学生のアルバイトなんかコンビニでアルバイトもなくて困ってる人達いっぱいいるんですよ。世の中には。寒河江市民だって。年間200万、300万の報酬で子育てしている人はいっぱいおりますよ。その辺の市民の感情をよ、納得できるものではないと私は思うんだけど。

あなたは恵まれてます。

後藤委員長：それちょっとご意見なので却下させていただいて、調査請求の対象となる事由についての質疑をお願いいたします。その他ございますか。はい、なければ本日長時間になりましたけれども、請求議員側、調査請求対象議員側それぞれから説明をお伺いいたしました。今受けた説明をですね、皆さんの方でしっかりとご検討いただいて調査請求の適否について皆さんからの意見を次回の審査会にて伺いたいと思います。

柏倉委員：あの一番肝心な部分は私ら理解できないことがあるんですよ。まずはそもそも古沢議員は実質経営者ではないんだと。実質オーナーじゃないよとずっと一貫しておっしゃってますよね。んだと、息子さんからお越しいただいて事情を聞かないことにはそんな私ら確認の仕様がなわけですよ。で、これをもってあと調査は終了ですって言われてもちょっと困るのかな。なんで、これは提案ですが、この次まで、この次の会合いつやられるのかわかりませんが、その調査をしたい、或いは書類が欲しい等の部分をこの次の会合までみんな持ち帰って考えてくるということを進めていただくわけにはいきませんか。

後藤委員長：それは適否じゃなくても調査までいきますよね。はい、佐藤委員。

佐藤委員：ただいまの意見でありますけども、あくまでも私たちは倫理審査会に審査委員として選ばれて、この調査請求の対象となる事由についてこれまで議論しているわけでございます。方針的なことがだんだん誘導化されて脱線してるんじゃないかと私は思います。あくまでもこの事由の内容と、そして本日の説明と、事由を証する資料もいただいております。このことについて議論しなければ本来から脱線するのではないかと思います。今の意見は取り下げていただきたいと思います。

後藤委員長：はい、柏倉委員。

柏倉委員：何をおっしゃってるんですか。調査している内容の一番肝心要の問題が古沢議員は事実上のオーナーじゃないというお話なんでしょうと私申しあげてるんですよ。だったら、事実上のオーナーである古沢議員のご子息からの話も聞かないとわからないでしょうと。どこが本筋から私の言ってることが脱線しているんですかね。どこで誘導しているってことになるんですかね。

後藤委員長：はい、佐藤委員。

佐藤委員：國井議長も伊藤副議長もアルバイトをしているというふうにまず認めています。
それで今古沢前議会運営委員長も、ちょっと忘れましたがでも何年の何月何日から長男が経営しているということでそこは明らかに証明されておりますので、そのことを調査すること自体がおかしいと思います。

柏倉委員：これは意見じゃないですよ。事実を確認しなくちゃいけないということを私申しあげてるんであって、こう思うとかこうだろうなんて話してるわけじゃないんですよ。ちょっと話の筋がおかしいんじゃないかな。相当考えて質問をしているつもりなんですけどもね。

後藤委員長：はい、佐藤委員。

佐藤委員：國井議員も伊藤議員もアルバイトをしているということを認めてるわけです。そして、古沢議員は息子がやっているとことも言っております。当然私も経営をしているのでわかりますけども、大手企業からコンビニの経営者になるときには必ず契約書も出されております。これは別に証拠なくても、大手企業はそこまでは確実にやっていないとチェーン店として成り立たないので、証拠として今本人たちが2人ともアルバイトをしている、そして経営者は息子であると。それ以上の調査が必要なんではないでしょうか。

柏倉委員：もう一回だけ言わせてもらいます。委員長いいですか。

後藤委員長：はい。

柏倉委員：先程来から何回もお話出てる一番の話のポイントが事実上のオーナーだということを申請者が言ってるわけですよ。それに対して古沢議員の方からは私は平成27年何日でしたっけが・・・で、辞めましたってそうおっしゃってますよね。日にち間違えたらごめんなさいね。要するに息子さんに譲ったという・・・

(古沢議員が柏倉委員に契約書の写しを差し出す)

柏倉委員：いや、そんないいです。私が見てもしょうがない。

古沢議員：見てください。

柏倉委員：はい、わかりました。私が言わんとしてるのは、いいですか、委員長。

後藤委員長：はい。

柏倉委員：さっきの古沢議員の話を聞いても、うちの店は人が足りなくて困ってるようだから話をしてるんだと。全然経営に関係ない人がこんな話しませんよ。当たり前ですよ。自分が創業して自分の息子に譲った会社心配でない親なんているわけないんですから。当然でしょ、そんなこと。だから私がお聞きしたいのは、自分の息子と同居している中で全然古沢議員は仕事の話はされないんですかと。或いは、先程来、渡邊賢一議員には写真が出てきましたよね。あの日にちだって本当に國井議長があそこでその日に仕事に行ってるもんなのかどうなのかだって確認できませんよ。極端なこと言えば、関係ないときに行っただんだとすればそんなの言われる筋合いじゃないじゃないですか。ね、事実確認しなければ。要は私が言いたいのは、そんなの確認すんの簡単なこと。ちょっと来てもらってどうなのって聞くだけの話ですよ。それで終わりですよ。でも聞かなかつたらそこら辺はどうなのとなるんじゃないかということです。いや、あとは駄目だったら駄目で結構ですよ。それと委員長もう一つ申しあげておきます。私前回申しあげたと思いますが、今回の議事に関しては全会一致でなければ駄目ですとなっておりますよねと。その部分の回答はどうなったんですかね。

後藤委員長：全会一致についてですか。

柏倉委員：いや、要するに条例改正がでぎっかどうだがつて話ですよ。次回までというお話でしたよね。

後藤委員長：次回までというか、私はあのときお答えさせていただいたのは「でも、議会のルールってありますからね。」ということでお話させていただいたので。

柏倉委員：で、その回答はどうなったんですか。

後藤委員長：私の方でもそれを確認させていただきましたが、まず2年間議会改革・活性化検討委員会で全会一致かそれとも多数決でいいのかというお話をさせていただい

て、その結果、今年の1月ですかね、議会改革・活性化検討委員会の方から議長の方に報告があつて、このまま全会一致でということになりましたというご報告が多分あつたかと思ひます。議会改革・活性化検討委員会の方としては全会一致というものを維持するといふ2年間検討した結果ですね。なので、この案件について後出しで、いやこれについてはもうこうじゃなくてもいいんじゃないかといふのは、私は議会のルールとしてはそれは成り立たないんではないかと思ひます。

柏倉委員：ちょっと私の聞き方が悪かつたのかわかりませんが、私は改正が可能なのかどうかといふことをお聞きしたんです。それは手続き上の話ですよ。委員長がおっしゃつてんのは。それは私も4年前に改革検討委員長やらせていただいて嫌といふほど苦労したんで十分わかります。その経緯は。で、今やつてる状況も。大変だから結果的に・・・あれなんか検証は必ず決めなきゃいけないじゃないですか。全会一致で。どんだけ大変だが。当時の委員長私ですからね。だからまず今回のやつはそういうことも踏まえて、その部分をきちつと決めないとうまくないでしょといふ意味で私提案させていただいたんです。条例である以上改正できないという条例ありませんよね。当然のことながら。委員長とやり合うつもりないですけども。そつからいくと、もしですよ改正をやるんだとすれば議会中しかないわけですよ。議会案として出して。だから俺からすつとそこら辺の疑問も残るんですよ。いつでしたっけ、前回やつたの。月初めですよ。今30日ですよ。わざわざ議会終わるまで待つてる。最初つからそこは12月議会まで持つていけないからつてこの議論はこつまでだつ。といふ邪推かもしんないですけどもそんな考え方も成り立つんで、ちょっとそこら辺も疑問点だよな。こういうふうになつてくるでしょ。そしたら当然のことながら全会一致でなければ駄目だつ。いや来ていただかないとわかんないでしょう。いやいや来てもらわなくていいです。こつなつたらこれで終わりですよ。だから最初に冒頭で一番最初にそういう議論をしなくていいんですかといふ話をしたんです。

後藤委員長：この審査会がそもそもその全会一致で、これは条例で決められてることですよ。全会一致でといふことでまずさせていただいてると。で、この条例を改正するかどうかといふのはこの審査会で議論すべきところではないと思ひます。

柏倉委員：そういうお考えであればそれで結構です。

後藤委員長：すいません、ちょっと話を戻していただいて、まず今回請求した側、被請求者

側からお話を聞いてこれで適否を決めようと思っていたのですが、柏倉委員の方からは適否を決めるためにはまだ判断材料が足りないということのご意見ということでもよろしいでしょうかね。

柏倉委員：はい。

後藤委員長：では皆さんの方からはそれについてはいかがでしょうか。ちょっと私も段階を踏むとですね、本来であればこの請求が適となって是非調査した方がいいなとなった場合にはそのような細かい資料等まで今度提出いただくというのがこの政治倫理審査会の手続きというか段階だと思うんですけども、そこまで細かい資料を出すというのはもう先に進んでしまってる部分もありますので、ちょっとこれについては委員の皆さんからご意見を伺いたいと思います。はい、佐藤委員。

佐藤委員：先日事務局から説明があつて、そして私たちもこの調査請求の対象となる事由の内容も拝見させていただいて、そして資料も拝見させていただいて、本日双方とも説明をいただきました。これ以上のものって、この調査請求の対象となる事由の内容について、他にというものがすべて今回で終わってるのではないかと思いますので、適否の話を進めていただきたいと思います。

後藤委員長：はい、その他意見はございませんか。ないようでしたら、賛成、反対等の意見もいただければと思うんですが。まだ足りないという方1名、これで十分だという方が1名という状態でございますので。

安孫子委員：十分です。

後藤委員長：はい、太田委員は。

太田委員：利益供与があるかないかという点ではまだやっぱり古沢議員の息子さんの話も聞くっていうのは一つ・・・ もっとちゃんときちんと申し立てしてる議員の裏付けになるのではないかなと思うのですが。

後藤委員長：はい、必要であるということですね。なお必要だという方は。十分ですか。沖津委員は。

沖津副委員長：最後に一つだけ。議長も副議長もバイトして何悪いんだと全然反省の色が見えないわけでありまして、それではですね、なぜ今回コンビニをお辞めになられたのかその理由についてお聞きをしたいと思います。

後藤委員長：はい、國井議長。

國井議長：お答えをさせていただきます。これは私の理由になりますけれども、以前8月の4日に私のもとに先ほど申しあげたとおり4者、私も含めて5者で話し合っただけで調査が行われました。それで政治倫理調査請求を出されたということでもあります。これまで、柏倉議員、沖津議員、渡邊賢一議員、そして私と伊藤議員、古沢議員で、まあ非公開でありましたが、話をさせていただきました。皆さんの疑念をはらすような話をさせていただきましたが、それでは納得がいかないというような話でした。私もアルバイトをしてるってこともすべて認めておりますし、まず倫理上我々はやっぱりおかしくないんじゃないかなと思っておりますし、私から申しあげたのは請求される私だけでなく、請求者、で、実際議会全体が何をしてるんだというふうになってしまうのが大変怖いから何とか取り下げてほしいと。そのためにも、アルバイトが悪いというふうに言われましたので、まずその身元を整理するためにアルバイトを辞めて来て何とか取り下げてほしいということをお願いをしたところでありました。そのことについてもやはり疑念がはれないんだということで、やはりその文書の訂正もしない、取り下げる気はないんだということと言われておりましたが、私は大変ショックに思ってるところであります。まず辞めた理由についてはこういった調査請求を何とか、その笑いものになってしまっただけではいけないと、私も含めてですよ。寒河江市議会全体が何をしてるんだとならないように何とか取り下げてほしいと2回お願いをしたわけですけど、そういったことを含めて辞めさせていただいたんで取り下げてほしい、お願いするということで頭を下げさせていただいたつもりであります。

後藤委員長：はい、伊藤議員。

伊藤議員：あらためて申しあげますけれども、私は政治倫理に反することは一切しておりません。しかしこの請求があったことをもって同僚議員の方々に少なからずご迷惑をおかけしたということは事実でありますので、これ以上迷惑をかけたなら申し訳ないということで中旬に辞めました。以上です。

後藤委員長：はい、沖津委員。

沖津副委員長：わかりました。自分たちは何も悪いことしていないんだと。んだげども市民や同僚議員に迷惑かけたということですね、もう少し早く我々に言ってればよかったのではないかなというふうに思います。あなた方の態度見てると、全然悪いこととしてねんだて全然頭下げる気もない。だからこそこういう事態になるわけであつてよ。もう少しやったことを、悪いことをしてはいねんだべげんと、謙虚に受けとめていただきたいというふうに思います。

後藤委員長：要は追加資料必要かどうかという話だったんですが。

沖津副委員長：いない。

後藤委員長：はい、いないと。それではここまでで追加資料が必要と全員一致にならなかつたので、(※) 進めさせていただいて次回の審査会ではその調査請求の適否について皆さんの考えを伺って決を採りたいと思います。それでは次回の審査でありますけれども、10月6日水曜日の午前9時30分からとさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。今日伺った説明を基に請求の適否について次回話し合いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4 その他

後藤委員長：それではその他皆さんからございませんか。

(なし)

5 閉会

後藤委員長：はい、なければ閉会をお願いします。

高林局長：それでは、以上をもちまして第2回寒河江市議会議員政治倫理審査会を閉会いたします。

※下線部については、10月6日開催の第3回政治倫理審査会において発言訂正されています。

議員政治倫理審査会委員長 後藤 健一郎